

## 利用上の注意

### 1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されています。

### 3. 調査の期日

平成16年商業統計調査は、平成16年（2004年）6月1日で実施しました。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（本調査の2年後）に簡易な調査を実施しています。今回は通算して26回目の調査で簡易調査の実施年に当たり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」および「サービス業基本調査」との同時調査により実施しました。

なお、これまでの調査年次、調査の種類、調査期日は次のとおりです。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年調査	卸売・小売業、飲食店	9月1日	昭和54年調査	卸売・小売業、飲食店	6月1日
昭和29年調査	"	9月1日	昭和57年調査	"	6月1日
昭和31年調査	"	7月1日	昭和60年調査	卸売・小売業	5月1日
昭和33年調査	"	7月1日	昭和61年調査	一般飲食店	10月1日
昭和35年調査	"	6月1日	昭和63年調査	卸売・小売業	6月1日
昭和37年調査	"	7月1日	平成元年調査	一般飲食店	10月1日
昭和39年調査	"	7月1日	平成3年調査	卸売・小売業	7月1日
昭和41年調査	"	7月1日	平成4年調査	一般飲食店	10月1日
昭和43年調査	"	7月1日	平成6年調査	卸売・小売業	7月1日
昭和45年調査	"	6月1日	平成9年調査	"	6月1日
昭和47年調査	"	5月1日	平成11年調査	"（簡易調査）	7月1日
昭和49年調査	"	5月1日	平成14年調査	卸売・小売業	6月1日
昭和51年調査	"	5月1日	平成16年調査	"（簡易調査）	6月1日

### 4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」-卸売・小売業」に属する事業所を対象とします。

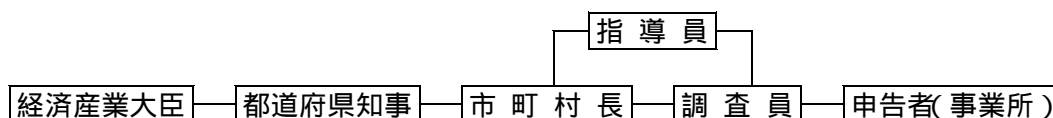
調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

### 5. 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおりです。なお、調査方法は以下の、によります。

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事 — 対象企業

## 6. 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所

建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械〔農用器具を除く〕、建築材料〔木材、セメント、板ガラス、かわら等〕など）を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず、卸売業とします。）

他の事業所のための、商品売上の代理行為または仲立人として商品の売上のあっせんをする事業所

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む。）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とします。ただし、修理を専業としている事業所は、修理業〔大分類Q - サービス業〔他に分類されないもの〕〕となります。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはみなしません。）

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

（例：菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局など）

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所以外のものによって経営される事業所）

### (4) 従業者および就業者

平成16年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、従業者に「臨時雇用者」および「派遣・下請受入者」を合わせ「派遣・下請出向者」を除いたものを就業者とします。（ただし、「調査結果の概要」においては、平成14年調査との対比の関係から「派遣・下請出向者」を含めたものを就業者としています。）

「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいい、「無給家族従業者」は個人業主の家族で、賃金・給与を受けず、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

「有給役員」とは、法人、または団体（経営組織が、個人経営以外）の役員（常勤、非常勤は問いません。）で、給与を受けている人をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている人で次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている人

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

ウ 上記以外の雇用者のうち、平成16年の4月、5月にそれぞれ18日以上雇用されている人

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人または下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

「派遣・下請出向者」とは、他の会社など別経営の事業所へ派遣している人または下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

#### (5) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

#### (6) その他の収入額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の商品販売額以外の他の事業による収入額および商品販売に関連した修理料、仲立手数料の合計したものをいい、消費税額を含みます。

例えば、DPE、宅配便取次などは取引先の業者から受け取る手数料がその他収入額となります。

#### (7) 売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、商品を販売するために、その事業所が実際に使用する売場の延べ床面積（飲食部門〔食堂・喫茶〕、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また他に貸している店舗〔テナント〕分は除きます）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業（新車・中古）、畳小売業、建具小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド、店舗販売を行っていない訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所については売場面積の調査を行っていません。

#### (8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、商品が無包装、あるいはブリパッケージされ、値段が付けられていること、店に備えつけられた買物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自由に商品を取り集めるような形式、売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

#### (9) 営業時間等（小売業のみ）

平成16年6月1日現在の開店、閉店時刻をいいます。ただし、牛乳宅配専門販売所、新聞販売所については営業時間等の調査を行っていません。

### 7. 産業分類の格付け方法、業態別統計および大規模小売店舗の数値

#### (1) 一般的な産業格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。

卸売業、小売業の決定

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。

なお、卸売販売額、小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けします。

産業中分類の決定

次に、卸売業か小売業のいずれかに決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決めます。商品分類番号の上位2桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

産業小分類の決定

その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。商品分類番号の上位3桁が同額の場合は、若い方の分類番号に格付けします。

## (2) 例外的な産業分類の格付け

### 「49A 各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財(501, 522, 523, 524)、資本財(521, 531, 532, 533, 539)、消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所を「49A 各種商品卸売業」に格付けします。

### 「49B その他の各種商品卸売業」

卸売業の「小分類番号501」から「同549」までの小分類を生産財(501, 522, 523, 524)、資本財(521, 531, 532, 533, 539)、消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所を「49B その他の各種商品卸売業」に格付けします。

### 「551 百貨店・総合スーパー」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58, 59, 60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所を「551 百貨店・総合スーパー」に格付けします。

### 「559 その他の各種商品小売業」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58, 59, 60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満の事業所を「559 その他の各種商品小売業」に格付けします。

### 「571 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれも飲食良品小売販売額の50%に満たない事業所を「571 各種食料品小売業」に格付けします。

### 「57D コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を「57D コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」に格付けします。

なお、産業分類によるコンビニエンスストアと業態分類によるコンビニエンスストアの定義には以下の相違がありますので、利用にあたっては留意してください。

#### コンビニエンスストアの定義

	産 業 分 類	業 態 分 類
格 付 け 等	「57 飲食料品小売業」に格付け	飲食料品を扱っていること
セルフサービス方式	採 用	採 用
売 場 面 積	30㎡以上 250㎡未満	30㎡以上 250㎡未満
営 業 時 間	14時間以上	14時間以上

### 「60P たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「60P たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

## (3) 「54A 代理商、仲立業」の格付け

これまで「商品販売額」、「商品手持額」のない仲立行為専業の場合のみ「54A 代理商、仲立業」に格付けしてきましたが、産業分類の一般原則に則り、卸売業に格付けられた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料(割合を販売額に直したもの)」を比較して仲立手数料が多い場合、「54A 代理商、仲立業」に格付けします。

## (4) 業態別統計の数値

業態別統計の数値については、平成16年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものです。

## (5) 大規模小売店舗の数値

大規模小売店舗の数値については、「大規模小売店舗立地法」(平成10年6月3日法律第91号)の規定により届出を行った店舗の数値を集計しています。

## 8. 地域区分

湖 南 地 域 : 大津市、草津市、守山市、栗東市、志賀町、中主町、野洲町

甲 賀 地 域 : 石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町

東 近 江 地 域 : 近江八幡市、八日市市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町  
五個荘町、能登川町

湖 東 地 域 : 彦根市、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖 北 地 域 : 長浜市、山東町、伊吹町、米原町、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町  
びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町

湖 西 地 域 : マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町

## 9. その他

(1) この調査結果は、滋賀県分について本県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される商業統計表と数値が若干相違することがあります。

(2) 調査結果の概要および統計表中の記号・表示は次のとおりです。

「 - 」 ... 該当数値のないもの、または調査をしていないものです。

「 0.0 」 ... 四捨五入による単位未満のものです。

「 」 ... 減少(マイナス)したものです。

「 X 」 ... 1または2の事業所に関する数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿しています。

また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿しています。

(3) 「年間商品販売額」「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

(4) 「1事業所当たりの売場面積」および「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。

(5) 前回比統計表で表示されている平成14年公表値の「従業者1人当たりの年間商品販売額」、「就業者1人当たりの年間商品販売額」、「1事業所当たりの従業者数」、「1事業所当たりの就業者数」の従業者数、就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算(8時間換算による調査は平成14年のみ)したものをを用いて算出していますが、平成16年調査では、同様の調査をしておりませんので、前回比は、算出しておりません。

(6) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成16年滋賀県商業統計調査結果報告書」による旨を明記してください。

この報告書についてのお問い合わせは、下記へお寄せください。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県政策調整部統計課商工統計担当  
(TEL) 077-528-3398